

# ○国立大学法人埼玉大学免許状更新講習規則

〔平成21年3月26日  
規則第8号〕

改正 平成23. 4. 1 22規則83 平成23. 12. 15 23規則12  
平成24. 9. 25 24規則34 平成28. 3. 29 27規則80

(趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人埼玉大学が実施する免許状更新講習に関し、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** 免許状更新講習とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3及び免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）の規定に基づく講習をいう。

(修了の認定)

**第3条** 免許状更新講習において、免許状更新講習規則第4条に定める所定の課程を修了した受講者には、修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、免許状更新講習規則第6条に定めるところによる。

(修了証明書等)

**第4条** 学長は、前条第1項の規定により修了を認定された者に対し、修了証明書を交付する。

2 所定の時間数に満たない場合は、その時間数分の履修証明書を交付する。

(事務)

**第5条** 免許状更新講習に関する事務は、学生支援課において処理する。

(その他)

**第6条** この規則に定めるもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23. 4. 1 22規則83）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23. 12. 15 23規則12）

この規則は、平成23年12月15日から施行する。

**附 則**（平成24. 9. 25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。